

建設発生土の受入地募集要項

1. 募集の趣旨

現在、国土交通省 宮崎河川国道事務所におきましては、河川内に堆積している土砂の掘削を実施しています。

通常、掘削により発生した土砂（建設発生土）は、関連工事又は他の公共事業への活用を行っておりますが、今回は受入希望時期・発生土砂種類、今後の新規工事により発生土砂が増えることから受入先が不足しています。

つきましては、工事の円滑な実施・コスト縮減を図るため、窪地の埋立や低地のかさ上げ等を目的に埋立（盛土）をお考えの方の所有地を受入地として、工事による発生土の有効利用を図りたいと考えています。

2. 募集の内容

- ① 建設発生土の受入地（工事現場から運搬距離約25km以内）：国土交通省にて建設発生土を運搬
- ② 建設発生土の受入地（宮崎県内）：応募者にて建設発生土を運搬

3. 応募要件

（1）応募できる方

- ① 建設発生土の受入地（工事現場から運搬距離約25km以内）

令和元年7月～令和元年9月の間で、埋立等の土地造成を予定している工事現場から運搬距離約25km以内（国富町、綾町、宮崎市等）に土地を所有あるいは貸借されている方。（貸借の場合は、所有者の同意が必要）

- ② 建設発生土の受入地（宮崎県内）

令和元年7月～令和元年9月の間で、埋立等の土地造成を予定している宮崎県内に土地を所有あるいは貸借されており、建設発生土を当工事現場にて受取・運搬が可能な方（貸借の場合は、所有者の同意が必要）。

なお、土地所有者が暴力団員または暴力団員が実質的に経営を支配する業者でないこと。

（2）土地の要件

- ① 建設発生土の受入地（工事現場から運搬距離約25km以内）

○国富町、綾町、宮崎市等に所在する土地

○埋立（盛土）土量が約5,000立方メートル以上を対象

（10tダンプトラック約900台分相当）

○大型ダンプトラック（10t車）で土砂の搬入ができること。

○法律、関係条例上、埋立（盛土）等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了
或いは近々に手続き完了見込であること。

- ② 建設発生土の受入地（宮崎県内）

○宮崎県内に所在する土地

○埋立（盛土）土量が約5,000立方メートル以上を対象

- (10tダンプトラック約900台分相当)
- 発生土運搬車両で土砂の搬入ができること。
 - 法律、関係条例上、埋立（盛土）等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了
或いは近々に手続き完了見込であること。

4. 募集期間及び必要書類

- (1) 募集期間 令和元年7月1日（月）～令和元年7月31日（水）
※募集終了後も建設発生土が残っている場合は、受付・選考を行う予定ですが、募集期間内
であっても建設発生土がなくなった時点で受付を完了します。
- (2) 必要書類
- 建設発生土「受入申込用紙」→別添の用紙
 - 土地所有者の同意書（受入地が借地の場合）
 - 埋立等の許可証の写し
 - 埋立位置を示した地図

5. 応募窓口

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 河川管理課
担当 河川管理課 高場、岩田
〒880-8523 宮崎市大工二丁目39番地
TEL 0985-24-8492（直通）
FAX 0985-24-8499（直通）

6. 応募後の確認等

応募頂いた受入地については、現地立会及びヒアリングにて、運搬距離、土地の形状、周辺
の状況、関係法令等について調査・確認を行い、埋立（盛土）に適した土地と認められた場合
は候補地となり、当事務所にて選考させていただきます。
また、その結果は応募者へ通知する予定です。

7. その他留意事項

- ①建設発生土の搬入（運搬）は、工事現場から運搬距離約25km以内の場合（①）は当方が
行います（無料）。
- ②運搬距離約25kmを超える場合（②）は、工事現場まで建設発生土を受取にきて頂く必要
があります。
- ③建設発生土搬入後の作業等は、応募者で行って下さい。（覚書第8、9、11条参照）
- ④候補地確定後、他の公共事業より建設発生土搬入の要請があった場合、または他の応募者へ
の搬入が明らかにコスト的に有利な場合は、そちらへの搬入を優先するため、申込時の搬入
量を保証することはできません。
（その時の土砂発生場所からの土砂発生状況、候補地までの運搬距離及び公共事業の建設発
生土受入状況等を総合的に判断し決定します。）
- ⑤搬入路を確保する際に用地買収及び借地契約等が必要な場合は、用地買収及び借地契約等の
手続きを応募者において確実に行ってください。

- ⑥受入（①）の場合、建設発生土搬入後の管理については応募者（または土地所有者）の責任において行って下さい。
- ⑦受入（②）の場合、建設発生土受取後の管理については応募者（または土地所有者）の責任において行って下さい。
- ⑧搬入した土砂を営利目的に使用したり、他の箇所へ搬出することはできません。
- ⑨搬入に関しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないように周辺住民の皆様等への対応は必ずお願いいたします。
- ⑩不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、発生土の利用を行う行為は固く禁止しています。

8. 問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 河川管理課

〒880-8523 宮崎市大工二丁目39番地

TEL 0985-24-8492（直通）

FAX 0985-24-8499（直通）

担当 河川管理課 高場、岩田

※ ホームページも併せてご覧ください

<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/bosyu>

(参考) 募集内容・要件等概要

※本表は募集内容・要件等の概要を示したものであり、詳細は募集要項を確認下さい。

募集内容		①	②
		建設発生土の受入地	建設発生土の受入地
		工事現場から運搬距離約25km以内	宮崎県内
応募要件	応募できる方	令和元年7月～令和元年9月の間で埋立等の土地造成を予定している土地を所有あるいは貸借されている方	令和元年7月～令和元年9月の間で埋立等の土地造成を予定している土地を所有あるいは貸借されている方
	土地の要件	所在	国富町、綾町、宮崎市等
		土量	約5,000m ³ 以上
		位置	大型ダンプトラック（10t車）で土砂搬入可能
その他	建設発生土の運搬	国土交通省にて運搬（無料）	応募者にて運搬
	建設発生土の管理	建設発生土搬入完了後は、応募者または土地所有者にて管理	建設発生土受取後は、応募者または土地所有者にて管理
	その他	—	—
必要書類		<ul style="list-style-type: none"> ○建設発生土受入申込用紙 ○土地所有者の同意書（借地の場合） ○埋立等の許可証の写し ○位置を示した地図 	<ul style="list-style-type: none"> ○建設発生土受入申込用紙 ○土地所有者の同意書（借地の場合） ○埋立等の許可証の写し ○位置を示した地図